

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止について（お知らせ）

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和 7 年 7 月 28 日 那覇地方法務局 登記官 古謝幸之

記

| 手続番号             | 表題部所有者不明土地に係る所在事項       |
|------------------|-------------------------|
| 第3600-2021-0035号 | 那覇市字真地御殿後原 6 3 番の 1 3 2 |